

障がい福祉について理解を深めよう!

健康福祉課障害福祉係 ☎ (25) 1183

障害者基本法には、国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化などのあらゆる分野の活動に参加することを促進するため、毎年12月3日から9日までを障害者週間とすることが定められています。



昨年の展示の様子

毎年、障がいの日記念事業として福祉事業所の利用者や特別支援学校に通う生徒などが作った作品を展示しています。

とき 12月3日(土)～16日(金)
ところ 保健福祉センターひだまり1階・ロビー

障がい福祉団体作品展示

市では、障害者週間にあわせて障がい福祉に関する関心や理解を深めていただくため、障がい当事者である障害者互助会などと連携しながら啓発活動を行っています。

また、12月4日から10日までが人権週間とされていることから、人権講演会をあわせて開催します(3ページ参照)。

障がいの日記念事業

障害者差別解消法とは

障がいのあるかたがたが受ける制限は、個人の障がいによるものに限らず、社会における日常生活や社会生活を営む上で妨げとなる慣行や文化、人々の意識や考えかた、法律や制度、道路や建物といった障壁(バリア)によって生じます。



障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」をしないことと、「合理的配慮」をすることが定められています。

「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく障がいがあるというだけでサービスの提供を拒否したり、制限や条件をつけたりする行為をいいます。

「合理的配慮」とは、障がい者一人ひとりの状況や必要に応じた変更、調整などを、お金や労力などの負担がかかりすぎない範囲で行うことをいいます。

特別障害者手当・障害児福祉手当について

重度の障がいがあり、在宅で介護を受けている場合に受給することができます。手当を受給するためには、申請したうえで認定を受ける必要があります。

手当 (支給月額)	対象者
特別障害者手当 (27,300円)	著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上のかた ※次のかたは手当を受給できません。 ・障害者支援施設や特別養護老人ホームなどに入所しているかた ・病院などに継続して3か月以上入院しているかた
障害児福祉手当 (14,850円)	重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満のかた ※次のかたは手当を受給できません。 ・障害児入所施設などに入所しているかた ・障がいを支給事由とする年金を受けることができるかた

※本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定以上ある場合は支給が停止されます。

また、差別解消法は、市役所などの行政機関や民間事業者を適用対象としています。

障害者差別解消法に関する相談窓口

「不当な差別的取扱い」を受けたなどの困りごとがあるかたは、次の相談窓口へ相談してください。

【相談窓口】

基幹相談支援センター キ・ラ・ラ (鳥羽市社会福祉協議会内)

☎ 25 1188

FAX 25 1117

健康福祉課障害福祉係

☎ 25 1183

FAX 25 1154

〒517-0022 鳥羽市大明東町2番5号(保健福祉センターひだまり1階)

〒517-0022 鳥羽市大明東町2番5号(保健福祉センターひだまり1階)